



丹波山

議会だより

Topics

3月定例会 …………… 1～10ページ
一般質問 …………… 11～16ページ

村議会

令和4年 3月定例会

会期延長による慎重審議の結果 令和4年度当初予算成立！

■富士・東部広域環境事務組合の議員の選挙

新しいごみ処理場建設のための組合です。嶋崎義人議長が議員に決定しました。

■丹波山村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の育児休業や育児による部分休業の取得要件を緩和し、育児休業をしやすくするための条例改正です。

質疑応答

守屋保志 この緩和をしなければ取得できないのか、そうした事実があったから、この改正をするということなのか伺います。
総務課長 これは全国一斉の条例改正です。

■丹波山村定住促進に関する条例の一部を改正する条例

保育所入所時に1人1万円、小中学校入学時にそれぞれ1人1万円、高等学校等入学時に1人3万円を支給し、結婚祝金については、定住する意思を有するとの文言を、引き続き5年以上居住すること見込まれると改め、結婚後5年以内に転出した場合に交付した祝金を返還する内容を追加します。

質疑応答

広瀬直照 結婚祝金の支給に5年間の期間を設けたのはなぜなのかと結婚祝金の額、出産祝金を含めた内容について伺います。
総務課長 定住促進という意味で5年の期間を定めさせてもらいました。

結婚祝金は、1年目が30万円、2年目が10万円、3年目が10万円、合計で50万円です。
出産祝金は、第1子、第2子、5万円を10万円に、第3子以降を10万円から20万円に引き上げます。

■丹波山村定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

条例に下組単身者住宅、高尾単身者住宅、タバビレッジハウスB（押垣外）を追加します。
質疑応答ありません。

■丹波山村交流促進センター設置及び管理に関する条例の全部改正

令和3年度の地方創生テレワーク推進交付金事業を活用し、改修工事を行い、4月以降の供用開始に向け、準備をしている丹波山村交流促進センターの設置及び管理について、旧条例を全部改正し、使用料など必要な事項を定めるものです。

質疑応答

守屋保志 宿泊業の競合について村長の答弁はサテライトオフィスやテレワーク目的の企業、事業者を利用対象とした施設のため、村内宿泊業者との客層は重複しないかと答弁をされました。また平成7年に交流センターを建て宿泊業者には迷惑がかからないよう約束する事を話されたこと伺っています。

この改正で村長はそうした競合しないというようなことが条文になるので、公的な約束事になると述べていたが、条例のどこがその部分に当たるのか伺います。

副村長 予約を受ける時にワークションやテレワークをする等、内容を聞きます。個別の対応では、民宿がかなり混み合っていてどこにも泊まる所がないとか、合宿で来た場合には村長が特別に認めた場合ということに当てはめる。管理運営計画の中では、このことをきちんと明記していきたいと考えています。

守屋保志 宿泊業の方が心配しているのは、実際条例で決まっていますが、委託されている会社が本当に守るのかについて一番心配しています。条例で定めれば、破れば条例違反となるので指定管理の解除等々なると思うので、村から文書等で、その旨の通達をしていただきたいと要請しますが村長の考えを伺います。

村長 業者の方に対しては、何らかの、お約束をさせていたいただきますので、ご理解いただきたいと思います。

酒井隆幸 名称自体は変更しないのか。指定管理者の規定の中に丹波山村に住所を有する内容は特にないので、これは村外の企業も指定管理者として手を挙げられるのか。別表の法人会員、個人会員とあるが、どのように募集して、どのような方たちを入れる予定なのか伺います。

副村長 名称は条例で丹波山村交流促進センターと決められています。が、いわゆる愛称は別途定めてもよいと思いますので、これから考えていきます。

指定管理者の場合、公募をしますが、村外からこの交流促進センターを運営するためには、ほとんどの人は考えていません。ここは雇用の確保と宿泊施設が非常に手間とお金がかかるので、きっちとした計画が出て、村外、村内に関わらず、募集をかけるようになるかと思はれますが、様々な詳細なことについては、今年度は直営になりますので、その間に検討していきます。

総務課長 法人の募集については、今、地域活性化起業人の方や、村に関係している方をお願いをして、今、募集をかけているところ。個人会員については、まだ募集していませんので、何らかの形で早急に募集をかけていきたいと思っています。

酒井隆幸 予約の際、法人会員が優遇されるということはあり得るのでしょうか。
総務課長 法人会員を優先させていたいただきます。

■丹波山村有線テレビ放送施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

有線テレビ使用料に関する前納報奨金の廃止とインターネット施設業務の終了に伴い、関係条文の削除を行うものです。

質疑応答ありません。

■令和3年度丹波山村一般会計補正予算(第9回)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,707万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,006万9千円とするものです。(別表)

質疑応答

守屋保志 減額が非常に目立つが、その要因について伺います。

総務課長 入札等で減額できたもの等、そのような要件で減額になったと思います。

守屋保志 当初に過大な予算編成をしたということはないのですか。

総務課長 今回観光が、コロナの関係で様々な対応について収入も支出も大きく落ち込んだというところもあり事業を実施しなかつたというのも大きく影響していると考えています。ただ、策定の段階での予算の組み方が甘かったかなというの反省しています。

守屋保志 我々が議論して、すぐにでもやりたいような答弁をしていくにも関わらず、1年間何の説明、報告もなく執行しなかつた予算も実在しています。きちんと予算を組んだ以上は、

その予算がどのように執行されていくのか。また執行されていくものについては進行管理で管理しなきゃいけないと思うが考えを伺います。

副村長 進行管理については、きちんと毎月管理をして、進行状況、それから支出の状況も確認はしていますが、進行管理の事業というのは限られていますので、それ以外のものについてはなかなか目が届きません。予算を残す理由をきちんと明確にして予算編成時に精査するように努力していきます。

■令和3年度丹波山村国民健康保険特別会計補正予算(第2回)

事業勘定は歳入歳出それぞれ11万7千円を減額し、総額を1億2,403万6千円。

直診勘定は歳入歳出それぞれ2万7千円を追加し、総額を8,401万4千円とするものです。

予算精査によるものです。質疑応答ありません。

■令和3年度丹波山村簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)

歳入歳出予算の総額は増減なしで予算内の更正です。質疑応答ありません。

■令和3年度丹波山村水源の里保健休養施設事業特別会計補正予算(第1回)

歳入歳出それぞれ575万4千円を減額し、総額を1,948万4千円とするものです。

第9回一般会計補正予算の内訳

主な歳入 (単位：千円)

区分	補正額	主な内容
村税	△1,366	
地方交付税	172,019	普通交付税
国庫支出金	114,129	公共土木建設災害復旧事業費 総務費補助金他
県支出金	△206	事業精算等による減
寄付金	2,000	ふるさと納税
繰入金	△71,128	基金等からの繰入金
繰越金	29,928	昨年度の繰越金
村債	△128,300	村の借入金
計	117,076	

主な歳出 (単位：千円)

区分	補正額	主な内容
議会費	△857	研修中止等の減
総務費	141,436	庁舎建設事業 161,161 地域おこし協力隊費 △8,170 地方創生推進交付金 2,400 地方創生費 △11,740
民生費	△1,115	国保繰出金 △117 介護保険繰出金 1,160 児童手当 △140 職員給与 △2,533
衛生費	5,015	簡易水道繰出し金 5,000
農林水産業費	△74	職員給与 △75
商工費	△22,042	観光振興委託料 △4,450 観光施設工事費 △10,000 観光情報発信委託料 △1,500 七ツ石小屋運営事業費 △1,200 水源の里繰出金 △3,415
土木費	△638	橋梁長寿命化修繕事業費 △500 空き家対策事業費 △138
教育費	△5,049	教育員会運営費 △1,300 学校管理費 △2,110 社会教育事業費 △1,774
公債費	400	役場が借りているお金です
計	117,076	

コロナによる事業収入等の減額です。

質疑応答

守屋保志 働いている方たちに、どこか違うところの仕事をあつせん等行われたのか伺います。

振興課長 施設を空にするわけにはいかないものですから、受付の者が1人、現場には残るようになっていますので、コロナによっての大幅な勤務日数の削減はなかつたかと思っています。

守屋保志 利用者に対しての仕事が当然ないかと思いますが、受付業務のほかには何か施設の管理運営等、違う形で仕事をしたのか伺います。

振興課長 つり場に関しては、休業が令和3年度、4月22日から5月13日まで、おおよそ2週間です。その間にゴールデン

ウィークがありましたので、問い合わせが多いと思いますので、現場に残ってもらう事にしました。

ローラーすべり台 に関しては、委託していますので、出勤日以外は委託先で別の仕事をしていますか。

■令和3年度丹波山村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)

歳入歳出予算の総額に、469万8千円を追加し、総額を1億6,819万4千円とするものです。

予算精査による補正です。質疑応答ありません。

■令和3年度丹波山村有線テレビ放送施設事業特別会計補正予算(第3回)

歳入歳出予算の総額に、15万

円を追加し、総額を678万円とするものです。

電柱建て替えに伴う補正です。

■令和3年度丹波山村介護保険特別会計補正予算(第3回)

歳入歳出予算の総額から、1,534万2千円を減額し、総額を、1億4,752万2千円とするものです。

予算精査による補正です。質疑応答ありません。

■令和3年度丹波山村温泉事業特別会計補正予算(第3回)

歳入歳出予算の総額に、21万3千円を追加し、総額を6,927万5千円とするものです。施設修繕費の補正です。

質疑応答

守屋保志 施設修繕費の内容を伺います。

振興課長 薪ボイラーの運行の実験を重ねて、ある程度改善すればもっと効率がよくなる箇所が数か所分かりました。例えば、床暖房に切り替える装置を自動にする、あとはローマ風呂の座り湯の漏水修理等、それを年度内中に至急修繕したいと思っています。

守屋保志 修繕の箇所は、どういう経緯で発覚したのか伺います。

振興課長 役場と薪ボイラーを納入した先と、1年かけてデータを取りながら検討をしてきました。主なものは、ボイラーの給湯タンクのためにおく量を、満タンにしないので半分にするれば、それだけ効率がよくなるというのが主な改善点です。

守屋保志 臨機応変に季節で薪ボイラーの性能が発揮できるとアドバイスをされたということですが、当初の設計業者はアドバイスを指摘は無かったのか伺います。

振興課長 提案があったという話は聞いていません。

副村長 一昨年から別の業者にメンテナンスをお願いしたところ、ほぼ毎週のように見に来てくれて、色々なアドバイスをしていただきました。多分薪ボイラーが稼働しはじめて、初めて細かい整備や運用に踏み込んだということだと理解しています。

守屋保志 現場で働いている人間、良心的な業者が必要不可欠だと思えますが、さらなる効率の改善のために努力をしてくださりたいと思えますが考えを伺います。

副村長 これまでの委託業者と、長い間取り扱っていた責任者が、そこまで踏み込まなかったというのが原因だと思えます。私も指定管理としての運用の中で業者を変えて、よりよい運営をしていきたいと思っています。

■令和4年度丹波山村一般会計予算(別表)

質疑応答

歳入

守屋保志 交流促進センター使用料395万円の内訳と、部屋の稼働率及び食事の提供等について伺います。

総務課長 交流促進センターの使用料395万円ですが、法人会費の収入として12社から24万円、288万円。個人の会員として55人の方に1人2,000円の会費を納めていただく予定で11万円。宿泊については、240人、年間利用を見込み4,000円で96万円。稼働率は240人が1日1部屋一人で泊まっていたらというところで計算すると、10%という稼働率での計算です。食事の提供等については、予定していませんが、これから考えていく予定です。

守屋保志 あまりにも低い稼働率ですが経営は大丈夫ですか。

総務課長 240人以上の宿泊を見込んではいませんが、予算的には低い数字で予算計上しています。

守屋保志 これで、通常、宿泊業をやっていくとなれば、赤字

経営になると思いますが考えを伺います。

総務課長 現在の交流促進センターの利用状況を見ると、やはりギリギリか赤字だと思えます。しかし今の交流促進センターの運用を見ると、かなり改善する計算になっています。できるだけこの395万円をクリアできるように営業を考えています。

守屋保志 委託業務の相手に仕様書等、備えて、その履行の確認をきちんと確認をしていただき、その仕様に反していないか精査して、来年3月の定例会で説明するように求めます。

総務課長 報告させていただきます。

酒井隆幸 森林環境譲与税の内容の説明と、増額の要因を伺います。

振興課長 森林環境譲与税は、人口割が主なものになっていきますので、丹波山村が森林が多いから、たくさん森林環境譲与税が入ってくる仕組みではありません。年々増えてきている要因は国の補助率が若干上がったためです。

酒井隆幸 どのような事業に使用していますか。

振興課長 主に地主に了解が取れた場所は、アドバイザーがピックアップして間伐を行っています。

そのほかに、木材製品の開発、試作、この2点が主な事業です。

振興課長 民有林に関するもので、村有林には使えません。

酒井隆幸 東京都の区内では森林譲与税はどのように使われていますか。

振興課長 森林のある地域と交流の中で森林の整備等をするような事業に多く用いられていると聞いています。

酒井隆幸 丹波山村は大田区と親交があるので税を村で使っていただく取組は考えているのか伺います。

振興課長 今の段階では考えていません。理由としては、一般の方が入って一緒に森林整備ができるような、山林が余りありません。適した民有林を見つけたら、事業を受け入れるのは可能だと考えています。

酒井隆幸 村の間伐した木を大田区と一緒に、商品開発して、納品する。例えば椅子を作っている、大田区で使っていたりとかは出来ませんか。

振興課長 そうした材料にできるものは、限りがあると思いますので、手に入るようであれば出来ると思います。

守屋保志 特定鳥獣捕獲の事業費がマイナスになって

いる理由を伺います。
振興課長 前年度は、シカの捕獲器等の購入補助金を頂きましたが、まだ使い切れていない捕獲器もありますので、本年度は予算計上はしていますが、補助申請は状況を精査して考えます。

守屋保志 ニホンザルの被害がとても多く、猟友会が頭数を制限して駆除していますが被害は大きくなっています。村ではサ

令和4年度 各会計の予算 単位：千円・%

会計名		予算総額	前年度	増減	増減率
一般会計		1,983,750	2,224,532	△240,782	△10.8
特別会計	国民健康保険会計	119,564	124,226	△4,662	△3.8
	事業勘定	81,601	83,735	△2,134	△2.5
	直診勘定	60,542	42,394	18,148	42.8
	簡易水道事業会計	1,805	1,804	1	0.1
	教育奨励資金会計	21,098	25,238	△4,140	△16.4
	水源の里保健休養施設事業会計	159,525	150,002	9,523	6.3
	特定環境保全公共下水道事業会計	10,836	5,420	5,416	99.9
	有線テレビ放送施設事業会計	116,920	137,286	△20,366	△14.8
	介護保険会計	48,247	54,062	△5,815	△10.8
	温泉事業会計	412	412	0	0.0
	介護サービス会計	13,017	11,228	1,789	15.9
後期高齢者医療会計					

ルの対策をどのように考えているのか伺います。

振興課長 県と協力して、サルの行動範囲調査を行います。その調査結果次第で、捕獲器等の施策を考える予定を立てています。

守屋保志 財産貸付収入で指定管理者、村有地の内訳を伺います。

総務課長 指定管理者4社、上野原警察署、ソフトバンクに貸している土地の収入を計上しています。

酒井隆幸 ふるさと納税の山梨市と協定について条件の内容について伺います。

総務課長 条件ですが、桃の品種で取り扱えないものがあります。それ以外については、今後事務サイドで条件がついてくると思われる。

酒井隆幸 令和4年度は、桃を返礼品として取り扱う確約はありますか。

総務課長 契約は1年1年の契約になります。令和4年度の契約をこれからします。令和5年度以降についても、この信頼関係を強くして、5年度、6年度も契約できるようにしていきたいと思えます。

村長 山梨市にお世話になるばかりでなく、村の返礼品で水とか焼酎を山梨市で使えるのであれば使っていたり、道の駅で山梨市コーナーを作るなど出来る事をさせていただく考えです。

守屋保志 水源林立木処分等交

付金について、2年間、同じ質問をしていますが、林道の使用と合鍵の貸付けの交渉は進展したのか伺います。

村長 お願いはしていますが、進展はありません。

守屋保志 交渉の日付、交渉相手、その内容のデータ化をして、戦略を練り、公益につながるよう求めましたが、それが出来ているのか伺います。

村長 できていない部分もあります。12月23日に私が年末の挨拶に行ったときに、開けていただけないかとお願いました。落石の危険がかなり心配されるということで、「ご勘弁いただきたい」との回答で、そう言われてしまうと返答しようがないというのが現状です。戦略と言われることであれば、ぜひ議員にも行っていただいて、東京都と交渉したいと思えますので、そのときにはよろしくお願います。

歳 出

広瀬直照 コミュニティセンター調査設計について既に委託先は決まっているのか伺います。

副村長 委託先や設計業者は未定です。公募にするか、庁舎と同じようなプロポーザルの方向になるのか、内容を確認した上で検討になると思えます。

守屋旭 デジタル田園都市国家構想交付金事業の詳細な説明を求めます。

総務課長 交流促進センターの整備が完成をして、お客様を呼

ぶための事業としてデジタル田園都市国家構想交付金事業を申請しています。

法人会員と村の事業者が協力をして、何か事業をやりながら来村者を増やしていく、例えば女性をターゲットにしたモニターツアーをして、村を知っていただき、村に来ていただきましょうといった事業をPR活動も含めて、実施する事業です。3,000万円の半分については交付金の対象です。のこり半分は村の支払いですが、5分の4は、別の臨時交付金なので村の支出は300万円です。今申請をしている段階なので、決定通知が来次第、進めていきます。

広瀬直照 建物解体工事500万円及び土地家屋購入費500万円について既に建物が決まっているのか伺います。

総務課長 確定したものはありません。

広瀬直照 役場庁舎建設事業で映像記録制作に係る業務委託220万円は、昨年9月の定例会において220万円補正したが、なぜこれがまた載っているのか伺います。

振興課長 前年度補正は、今年度分の撮影に係る費用で、新年度予算は金額は同じですが、4月以降完成までの委託料です。

広瀬直照 映像が高い、安いかわからないのは、はっきり判断材料がないのですが、最終的なこの記録映像を作るのに440万円が済むのか、またまとめるため

の編集作業で追加予算が必要になるのか、どのような効果が生まれるのか説明を求めます。

振興課長 合計440万円で、全てのものが完結する予定ですが、どのような効果ということですが、この先何が起こるか分りませんが、後世まで映像として残したい。映像に関しては、新庁舎内で放映や各方面で使用できるものでしたら使用していきたいと考えています。

守屋保志 議事録音声反訳委託ですが、署名議員として議事録を校正しますが、非常に精度が低く内容がわからないところも求めます。

総務課長 2社から見積りを取ります。金額が少ないほうで行っています。今、録音をさせていたでいてるものをCDに録って、業者に渡します。それを文字化して、担当者が確認をしながら直し議事録を作り、署名員へ渡しているという段取りなので、もし誤字脱字等があった場合は、こちらのほうのミスがあると思えます。

守屋保志 業者ではなくて、村に移住とかされている人たちの中で、そういった仕事をされた経験があり、こうした仕事をやりたいという人がいたら、雇用の場を提供する意味でも考えられないか伺います。

副村長 そういった方がいればお願いしたいと思えます。

酒井隆幸 役場庁舎建設事業委託料ほかについて、詳細な説明を求めます。

総務課長 土地関連取得調査に伴う委託費用として200万円、映像記録撮影業務委託として220万円、竣工にかかる祈念費用、竣工式等で150万円、パンフレット作成等で70万円、新庁舎建設に伴う電話等移設及び構築作業委託1,200万円、役場庁舎建設CM業務委託として880万円、ZEB等補助金申請支援業務521万6千円です。

CM業務委託とZEBの関係、映像業者については業者が決まっていますが、それ以外は決まっています。

広瀬直照 新庁舎建設にかかる執務室等の備品購入費3,000万円の試算根拠を伺います。

振興課長 細かい算出根拠はありません。目標値として3,000万円です。実施したいとして、計上しました。

広瀬直照 いつから購入し始めるのか説明を求めます。

振興課長 細かいものを洗い出しています。基礎資料を作っている最中です。そこから業者選択ですが、何社か絞って、業者のヒアリングを行い決めていきます。

広瀬直照 購入の発注はいつ頃になるのか伺います。

振興課長 備品の納入は、一般的に工事竣工後になりますので12月頃になると思えます。

守屋保志 この特定地域づくり協同組合の補助金500万円、設立補助金200万円については、昨年度からの事案になりますが、昨年度の3月定例会の予算

審議の中で、問題点や予算執行に当たっては、外部からの監査役の起用、また、組織のけん引役となる人材の確保、議会への説明等、様々な要望が議会から出され、村長もそれを了承し、議案が可決された経緯があり、

が、予算が未執行のまま1年が経過し、新たに令和4年度予算に計上されました。この間、議会には何の説明もありませんが、納得のいく説明を求めます。
総務課長 村で実施するというのが決められていない状況なので、協同組合を立ち上げたい方たちとの意見交換や書類のやりとりをしていいたのですが、事務局でも先に進めなかったという事で、この状況になっています。

守屋保志 昨年10月に島根県海士町に5事業者と役場職員の視察研修が行われたそうですが、報告書の提出があったのか伺います。
総務課長 報告書の提出、内容の確認もしています。

守屋保志 研修に参加した5事業者からの意見書等、提出されたのか伺います。
総務課長 確認できていません。

守屋保志 この予算執行、予算審議に当たって、そういった準備が必要ではないかと思いません。
本当にやりたいという方たちが役場と連携し、打合せを何回も重ねる事が、予算を立ち上げる根拠になると思うので、できる限りの資料や、判断できる材料を確保していただいて、事業者も待っているばかりでなく、

実施したいならそうした努力をしていただきたいと思います。
村長 来年度まで引きずるような形になってしまいました。きちんとして、見きわめますし、きちんと判断して、設立の最終決断をしたいと思えます。その時は約束したとおり、議員の皆さんにも必ず了解を得る形で、事業を実施していきたいと考えています。

酒井隆幸 地方創生臨時交付金の委託料の詳細な説明を求めます。
総務課長 今、決まっているのが環境整備委託費として200万円、鳥獣防護柵、草刈りで100万円。そのほかについては、現在、今、検討中のため、残り1,920万7千円については、精査しているところです。
酒井隆幸 精査している中で、決まっているものがあるのか伺います。

総務課長 令和3年度に実施しました村民に対する配食サービスや、商品券等を、新たに令和4年度にも実施する方向でいますが令和3年度に100万円だった事業を200万円にする等検討を行っています。
酒井隆幸 地域創成費の委託料で、SAP事業について説明を求めます。

総務課長 SAP事業については、中央大学の商学部との事業です。ソーシャル・アントレプレナーシップ・プログラム事業という事で、中央大学の商学部と村の課題解決について取り組んでいく事業で、企業版ふる

さと納税の事業を収入に充てていきたいと思えます。
酒井隆幸 中央大学とは以前から事業を取り組んでいます。その継続でしょうか。
総務課長 そのとおりです。今年度までは中央大学の事業で実施していましたが、来年度については予算がありませんでした。その為、企業版ふるさと納税で、さらばし銀行が提供してくれるということで事業を継続します。

酒井隆幸 かなり多額の金額を大学生に託すということで成果や結果も伴って出していきたいので、役場でもしっかりと指導していただきたいと思えます。
総務課長 実績報告は必ず提出していただきます。

民生費・衛生費
広瀬直照 令和3年と令和2年のインフルエンザワクチンの確保数を伺います。
住民課長 ワクチン数ですが、令和2年度104バイアル、208人分、令和3年度は120バイアル、240人分確保できました。今年はコロナワクチン接種が進んだせいか、228人、バイアルにして4バイアル余りました。

酒井隆幸 令和4年度の予防数とどのくらい確保できるかの予測、早めの仮予約のようなことが出来るのか伺います。
住民課長 令和3年度はかなり診療所と薬の会社が頑張ったので120まで確保できたようです。早めに予約を取れるなら

取って数を確保しておきたいのですが、逆に120予約をして80しか使わなかったとなると、丹波山村の実績は80となり、返却してしまいうとそれが実績に残ってしまいますので対策を考えています。

酒井隆幸 社会福祉協議会事業費が約900万円減となっている要因を伺います。
住民課長 利用率が下がっているというのがあります。人件費にしても、協力隊がほぼ職員並みに働いています。そうした事も見込んで、精査した結果減額になっています。

守屋保志 福祉センターの活動はどのように周知を行っているのか伺います。
住民課長 利用できる人は限られていても特定できていますので、個別に対応しています。保健師や社会福祉協議会の職員もお誘いというかたちで話をしていますが、何回も断られる状況もあるようです。

守屋保志 新型コロナワクチンの、4回目、5回目、接種間隔が、政府の方針で短縮されても、スピーディーに対応できる準備が出来ているのか伺います。
住民課長 現在だと4回目は8か月という話しか来ていません。ワクチンが、いつ入るか、もし接種間隔が短くなったらどう対応するか、それを踏まえて打合せをしています。次回は全国で最初に打てるような村になるように努めていきたいと思えます。

農林費・商工費・土木費・消防費
守屋保志 交流促進センター運営委託料320万円の予算算出の根拠となる運営計画の説明を求めます。

総務課長 委託料320万円の根拠ですが、昼間の管理を270人とし掛ける8,000円で216万円です。夜間が104日掛ける1万円です。104万円、合計が320万円です。
休館日は週に1回、また年末年始等も休みで出しています。運営管理については、ただいま作成中で、まだ決裁は出ていません。

守屋保志 算出根拠は1名で、受付、部屋やトイレの掃除、布団やシーツ替え等、全て1名で運営する計画なのでしょう。
総務課長 いろいろ考えるところ、やはり1名では厳しいと思えます。

守屋保志 委託契約を結ぶ話し合いの後、すぐに補正をする見込みなのでしょう。
総務課長 3月末で、施設が完成し備品の搬入や、中の確認等をして、募集をするとなると4月からのオープンが難しいと思えます。320万円一回委託契約をするように思いますが、どうしても足りないという事になれば補正をさせていただきます。

守屋保志 施設の運営に当たり、どのような資格が必要だと考えていますか。
総務課長 防火管理者、食品衛生の関係も必要になってくる

守屋保志 公共の施設ですので、確実に資格を洗い出してもらって、不備がないよう、管理運営計画をつくり、村長、副村長の決裁後、提出して下さい。

広瀬直照 工事請負費登山道整備は貝沢遊歩道の整備でしょうか。

振興課長 貝沢の遊歩道整備です。

広瀬直照 高尾天平の頂上に登ることが可能になるのか、完成の目標を伺います。

振興課長 完成すれば、高尾天平まで行くことは、そう危険があるとは思えないと、今は認識しています。工事は新年度すぐ現地を確認してから取り組みたいと考えています。

白木昭一 捕獲報償費の内訳を教えてください。

振興課長 シカが130頭、サルが25頭、イノシシが10頭を見込んでいます。

白木昭一 猟友会が熱心に鉄砲で撃って追っ払ってくれたりしているんですが、やっぱりボランティアだけではなく、軽トラの保険、燃料、弾費用がかかりますので予算を計上する考えはありますか。

村長 検討させていただきたいと思います。

酒井隆幸 ジビエ処理加工施設運営費のジビエ残渣焼却設備と、あと捕獲個体運搬用トレー車の導入に至る経緯と、どのような効果があるのか伺います。

振興課長 導入に関する経緯

は、ジビエ処理加工施設を管理している者にとって、残渣については長年悩みました。管理者との話し合いでこうした施設があるという事で、県と協議をして補助金があると回答をいただき、畜産課の課長自らが村に出向いて、説明をしていただきました。

施設は、大がかりな焼却炉ではありません。2畳分ぐらいの焼却炉になります。

これで処理できるのであれば、管理者が長年廃棄物処理として村外へ出している経費が浮き、その浮いた分は施設の管理料として支払っている金額から相殺できます。

酒井隆幸 補助率を伺います。

振興課長 両方も、2分の1補助です。

酒井隆幸 残渣を燃やした後の灰も産業廃棄物になるのですか。

振興課長 燃え残る灰は、少量と聞いていますが、灰そのものは産業廃棄物になります。

守屋保志 グリーンハウスの修繕費の内容を伺います。

振興課長 老朽化した給湯器の交換で6棟全て行いたいと思います。それと国道から入るアーチ型の屋根が一部破損していますので補修します。

守屋保志 老朽化の調査の予算もありませんが、耐震も含めた調査でしょうか。

振興課長 グリーンハウスの、昭和57年度以降に建てられている建築物ですので、この予算では耐震は含まれていません。来年度外壁と共有部分を中心に修

繕が必要な箇所の調査ができるということ、予算計上しました。

守屋保志 住宅もほとんど老朽化し、新しい住宅に入った人はきれいといった不公平感が出ちゃいけないと思うので、他の古い住宅も調査をして改善する考えがあるのか伺います。

振興課長 調査は行いたいと思いますが、出来る、出来ないに關しては、調査結果を踏まえて、議会へ報告し予算計上となると思いますので、調査結果で判断いたします。

守屋保志 空き家対策のリフォーム補助金と空き家の解体の補助金の内容を伺います。

振興課長 空き家バンクに登録していただいで、空き家バンクから工事に進む方への補助金です、一般の方が誰でも使える補助金ではありません。

守屋保志 補助金の実績と今後の予定を伺います。

振興課長 本年度、1件、相談があり売買等に関する話が順調に進んでいて、その物件は空き家バンクに登録してあります。

教育費・公債費・諸支出金費

守屋旭 公民館管理費で施設修繕は、どこの公民館ですか。

教育次長 特にこれを直すというものではなく、不備があったときに直すための修繕費です。

守屋旭 中央公民館は修繕が必要と思いますが、予定があるのか伺います。

教育次長 今のところ予定はありません。

守屋旭 避難場所等、非常に重要な施設だと思えますが、考えを伺います。

教育次長 調査等進めて、必要があれば修繕してきたいと思えます。

白木昭一 村民プールの使用実績を伺います。

教育次長 3年度については、プール授業は実施しました。令和2年度はコロナ感染症のためにプール自体を使用しませんでした。

白木昭一 水質の検査はしているのでしょうか。

教育次長 水質検査を行っていません。また使用前に消毒液をまいています。

酒井隆幸 郷土民俗資料館の電気代を見ると、月6万5,000円、年にする78万円かかっています。あまり運営していないならばアンペアの見直等した方が良いのではありませんか。

教育次長 確認して検討していきます。

守屋保志 コミュニティスクールの必要な地域支援コーディネーター2名を、年間490時間の活動時間で年間120万円の報酬とありますが、活動内容と事業計画の説明を求めます。

教育次長 4月に小中学校運営協議会の企画会議を行います。

味噌作り学習会、計42時間、5月全校登山、さらさら獅子の学習会、舞茸作り学習会、小中学校

運営協議会の第1回目、計50時間。6月大豆の種まき、獅子舞練習、篠笛練習、計32時間。7月、獅子舞練習、篠笛練習、大豆の畑の草取り、新庁舎学習会、計44時間。8月自然体験、獅子舞練習、篠笛練習、8月、計52時間。9月獅子舞練習、篠笛練習、舞茸作り舞茸祭りへの参加、新庁舎学習会計48時間。10月枝豆の収穫、丹波小中学校運営協議会第2回目、計34時間。11月大豆収穫、ふれあい児童会集会、丹課学習発表会、計40時間。12月大豆の脱穀、山の仕事学習、自然体験、スケート、計44時間。1月スケート、小中学校運営協議会第3回目、計28時間。2月篠笛学習、みそ作り、みそ販売、庁舎学習会、計50時間。3月総括で32時間の予定です。

あと、外部指導者として、58時間、年間で予定をしています。

守屋保志 コーディネーターの時給を伺います。

教育次長 時給が9000円で、合計490時間で44万1,000円。それから外部指導者としての報酬2,820円、58時間で16万3,560円、こちらは12か月で割ったもので5万円という金額を出しています。

守屋保志 これは活動表で事業計画じゃありません。活動表を作る為の事業計画の目的と、その計画期間をお尋ねします。

教育次長 目的というのは、地域に開かれた学校づくりです。今ここでやっているのは、学校事業に関して、子どもたちと共に

地域の方が地域人材を活用して

学びを深めるというのが目的です。

計画期間は、1年間で、毎年のようにしていくかということを検討していきます。

守屋保志 事業計画は今そこにあります。

教育長 年間計画として活動予定は小中学校で、作成してあります。

守屋保志 学校に任せて、それからこの時間活動表を起したわけですか。

教育長 学校にお任せというよりも校長が中心になって計画を立てる運びになっています。

守屋保志 教育委員会の主体ではなく、学校が主体なのですか。

教育長 来年度以降は、小中学校が、主体となって運営していく事になります。

守屋保志 目的があって活動表が出来るのなら、まだ分かりませんが、事業計画書自体がなく、それは学校で立てている、この活動表の時間を算出した根拠は并勘定でやられているのでしょうか。

教育長 并勘定ではなく、学校現場とコーディネーターと教育委員会が参加して作成したものです。

守屋保志 1年間の計画期間を立てて、目的が達成されたときには、どのような効果があるのか伺います。

教育長 学校が地域の中で生かされて、地域の方も学校に行く機会が増えていく、より子どもたちにとっては学びが深まるのか、あるいは保護者にとっては地域の方から見守られているような形の達成になっていくと

思っています。

守屋保志 報酬のこの時間単価を設定した根拠はありますか。

教育長 この主な作業内容についての9000円は、本村の会計年度の時給単価です。それと、外部指導者につきましては、県の外部指導者の金額の2,820円です。

守屋保志 令和3年度予算審議時に小中一貫型、一貫型の義務教育学校併設型について議論して1年間たっても何の進歩が無いと思えますが説明を求めます。

教育長 何の進歩もないかもしれませんが、小中一貫型の学校を押し進めるに当たっては、どうしてもこのコミュニティスクールを小中学校に導入することだと思っていました。それを今年から始めますので、1年間これに最大力を入れて、定着していくようにしたい。その後、ソフト面の充実があって初めて、その後ハード面のことを徹底的に検討できればと思っています。

守屋保志 この一貫型の学校というのは、前教育長から進行管理事業として、4年間継続されています。結果を出さなければ、学校の生徒が減って、学校が成り立たなくなる、学校がなくなる事が現実のものになるのではないかと4年間ずっと思っていました。だから、いまだに足踏み状態だと厳しく言わせていただきました。こうした事実を踏まえ村長と教育長の考えを伺います。

村長 今年度そのコミュニティ

スクールでソフト面をしつかりやって、ハード面を出れば早めにやりたいのは山々なんです

が、新庁舎建設や色々な事が重なって、財政的にも大変厳しく、理由にならないかもしれません

教育長 一つ一つ着実に定着させていきながら、頓挫することがないように検討していきたいと思っています。

守屋保志 教育に関しては待たなしの、問題だと考えていますので、現実的な施策の実施と、またその発信をしていただき、丹波山ブランドを早期に構築し、周知を望みますが考えを伺います。

村長 コミュニティスクールを開始して、丹波山村に特色ある教育を構築し、それを目当てに子どもたちが来てくれれば、本

当にありたい話なので、ぜひ教育委員会でアピールし、特色ある村で学びたいという方に來ていただけるような環境づくりをしていく方向に持っていければと思っています。

決して、小中一貫校を目指していないわけではなく、一歩一歩、スピーディーにやっていければと思っています。

を軽視するものであると受け止め、憤りを禁じ得ません。

議会必携の第2章予算の審議の中に予算の意味と考え方がありますので、抜粋してご紹介

します。

町村の予算は、町村が年度に実施したい事務、事業にどれほどの経費をかけるか、一方、それを賄うために必要な財源をどのように調達するかを計画して、これを金額で表示したものである。つまり、予算は、その町村の1年間の収入と支出の見積りであると同時に、住民に対してはこの年度にどれほどの公課、公租を義務づけることとなるか、また、その見返りとしてどんな行政サービスを行って福祉向上に努めることにするかを約束するものであると言える。

このように予算は直接住民の生活を左右し、その福祉のいかんを決するものであるから、編成に当たる町村長を、それを審議する議会も、あくまでも住民全体の福祉を念頭に置いて考えるべきで、いやしくも一部の住民の利益のために奉仕するようなことがあってはならない。また、議会の予算審議に当たっては、一つの施策だけに重点を置くような見方ではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものでなくてはならない。

このように記述されています。

私は、議会人として、この考え方を貫きたいと思えます。

よって、当初予算の採決を見送り、執行部に対し、予算算出の根拠となる資料の提出と説明

の準備期間を与え、会期末、もしくはは会期延長での採決となるよう、議会運営委員会に付託するよう動議を提出いたします。

結果

全員賛成により会期末もしくはは会期延長での採決となるよう議会運営委員会に付託されました。

議会運営委員会報告

酒井隆幸
令和4年3月7日9時より議会運営委員会を招集

・令和4年度一般会計当初予算において、予算算出の根拠となる計画書と報告書類の未作成があったため、会期を延長し、村からの詳細な説明を求める。そのため会期を令和4年3月31日までと延長する。

・白木昭一議員について、懲罰特別委員会を設置し、この会期中に委員会を開催し、処分を決定する。弁明の機会は、懲罰特別委員会の中で設ける。

令和4年度丹波山村国民健康保険特別会計予算

事業勘定予算総額は、歳入歳出それぞれ1億1,956万4千円、直診勘定予算総額は、歳入歳出それぞれ8,160万1千円です。

質疑応答

広瀬直照 数年前の制度改革で保険料負担が急激に増加しないよう、平成30年度から納付金の調整措置を行っています。この調整措置はいつまでなのか伺います。

住民生活課長 令和5年度までとなつていますが、あくまでも現状でありますので、今後情勢等によって県で検討することになっていきます。

広瀬直照 令和4年度から納付金の算定について、今払っている料率ぐらゐで抑えられるのか、それとも増えるのかその方向性を見込みについて伺います。

住民生活課長 来年度の予定も現在から1万円弱、平均ですが上がる見込みでいます。4年度の納付金の見込み額ですが、県の試算で丹波山村は1人当たりの納付額が11万2800円という額が出ています。同じ時期の県の平均が13万3,121円、2万円の差がありますので、本来なら12万円取ってほしいが、県が1万円は負担する軽減措置で11万円に抑えています。

守屋保志 医科は職員の給与ですが、歯科が委託になっている理由を伺います。

住民生活課長 医科ですが、医科の医師は役場職員として採用されています。それで常駐している、歯科の場合は、最初の契約の時に、個人委託として月で支払っています。理由としては、こちらの希望と医師の希望であつたと思われまゝです。

守屋保志 公務員で職員としての採用と委託としての金額の差は大きいのか伺います。

住民生活課長 基本的に同じ金額なら、公務員の方が有利だと思います。ただ、公務員としての採用の仕方、医師には手当がつきまゝから、国の指導もあ

り、今の現状では構わないが、次からは考えなさいという指導もここ何年か来ています。

■令和4年度丹波山村簡易水道事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額6,054万2千円です。

質疑応答

守屋保志 耐震化基礎調査と膜ろ過洗浄のメンテナンスについて説明をしてください。

住民生活課長 膜ろ過の洗浄ですが、浄水場の膜が詰まると今一気にはできないので、優先順位で行っていますが、一つ200万円かかります。今年は2本分行います。

守屋保志 メンテナンスの周期を長くする対処等考えているのか伺います。

住民生活課長 調査を行い考えていきたいと思ひます。

■令和4年度丹波山村教育奨励金特別会計予算
歳入歳出予算の総額は、180万5千円です。

質疑応答

酒井隆幸 3月現在奨励金の周知などは行っていますか。

教育次長 広報たばやまの11月号で周知をしました。それから、2月に対象者宛てに通知を出しています。

酒井隆幸 山村留学が増えてきていて、高校進学と同時に村から転出される方が増え、この制度自体を利用されない方が多くなつています。制度の見直しも踏まえた上で、今後どのように

運営していくか考えていただきたいと思ひますが、考えを伺います。

教育次長 山村留学の方ですと、山村留学後には対象とならなくなりまゝです。制度の見直し等検討いたします。

■令和4年度丹波山村水源の里保健休養施設事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額は2,109万8千円です。

質疑応答

守屋保志 そば処の食品衛生特別会費2万円については、必要がなければ廃止すると言っていたが、どうなつたのか伺います。

振興課長 予算作成時には打合せが出来ていなく、予算書作成後にたばやま観光推進機構と打合せをして必要であれば、借主であるたばやま観光推進機構が支払う事になっていきます。

守屋保志 他の事業の継続についても業者と話し合いをしながら、来年は当初予算編成で反映されている予算にしたいです。

振興課長 しっかり事業者と詰めて、予算の積算根拠が本当に適切かどうかを見定めて契約には移りたいと思ひます。今年度についても一応、業務期間と業務日数、人件費等の積算の上で予算計上しています。

酒井隆幸 川釣り場は事業を指定管理にするという方向は検討しているのでしょうか。

振興課長 可能であれば指定管

理にしたい考えはあります。ただ、指定管理にしたときの釣りの場の災害等の整備や営業の不利益等、詳細に考えて提示しなければならぬので、そうした事をクリアした上で前向きに考えたいと思ひます。

■令和4年度丹波山村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額は、1億5,952万5千円です。

質疑応答ありません。

■令和4年度丹波山村有線テレビ放送施設事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額は、1,083万6千円です。

質疑応答ありません。

■令和4年度丹波山村介護保険特別会計予算
歳入歳出予算の総額は、1億1,692万円です。

質疑応答ありません。

■令和4年度丹波山村温泉事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額は、4,824万7千円です。

質疑応答ありません。

■令和4年度丹波山村介護サービス事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額は、41万2千円です。

質疑応答ありません。

■令和4年度丹波山村後期高齢者医療特別会計予算
歳入歳出予算の総額は、1,

301万7千円です。
質疑応答ありません。

■丹波山村新庁舎整備事業設計・建設工事請負契約の変更について
今回の契約変更は、当初発注したものに村が追加を指示したものが4,231万9千円、基礎工事の際に発生した地中障害物の撤去に係るものが4,969万2千円、新庁舎のエネルギー消費量を削減し、エネルギー使用状況を見える化するためのものが5,077万4千円、庁舎建設予定地の西側を解体したことによる追加の造成工事費等1,650万円、契約金額は税込みで5億9,884万円だったものを1億6,116万1千円増加し、税込み7億6,000万1千円とし、契約工期を令和4年3月31日だったものを令和4年11月30日までとするものです。

質疑応答

守屋保志 工事期間延長に伴い物価上昇したときには補填等の取り決めは交わされていたのでしょうか。

副村長 国交省の指針で、物価上昇については工事費として算定すると定められておりますから入っています。また国交省の指針でこういう場合には工事変更ということを認めています。

守屋保志 資料の中に、ゼネコンの要求額、CM(コンストラクション・マネジメント)査定額が表になっており最終

的にゼネコンの要求額から5,408万4千円減の1億6,116万1千円となっております。減額の経緯を伺います。

副村長 私どもがCM契約している山下PMCが村の立場になって、これは当初の要求水準書に入っている、これは認められない、これは認めましょうという整理をするわけです。

ゼネコンの要求額というのは、トータルで2億1,500万円を超えていますけれども、当初はもっと高額でした。最終的にこの金額に落ち着いたのは山下PMCのマネジメントの結果です。

白木昭一 地中障害対策費が約5,000万円の補正ですが、私の考えでは、地質調査に間違いがあったと私は思っています。地質調査の結果を見せてもらいましたが、10センチのパイプで12センチ以上の障害物が当たると、それが障害物と認定されているという説明ですが、そんなたくさんの障害物があるとパイプが地中に入っていくかと思うと思います。これは管理監督するのは山下PMCの監督責任もあるのではないかと思います。考えを伺います。

副村長 6か所ボーリング調査をしましたが、その結果では、巨石、大きな障害物は確認できなかったというの事実です。土の中は見えないものですから、CM契約をしている山下PMCでもこれは分からなかった。仮にそれでその巨石が確認できたなら、当然その時点で予算を計上します。ですから、この

ことについては誰も責任は負えないと考えます。

廣瀬直照 ZEB工事は全て補助金でできたのか伺います。

副村長 ZEBについては、全て補助金で賄っています。

廣瀬直照 庁舎建設工事現場は国道に面し、バス停等もあるのに、安全対策をしっかりと行っていない。安全対策をしっかりと行っていない。

副村長 現場は直接国道に面していることから、安全対策については、定例会議の都度くどいほど言っています。

酒井隆幸 庁舎整備基金の残高を伺います。

副村長 5億5,000万円、庁舎整備基金として積み立てています。このうちの3億4,000万円を今回に充てていますので、残りが約2億1,000万円です。

人権擁護委員の推薦について

木下修一さんが承認されました。任期は令和4年6月1日から令和7年5月31日までです。

議員発議

ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

提出議員 守屋旭
全会一致にて可決

令和4年度一般会計予算(案)採決

丹波山交流センター運用管理、コミュニケーションの利便性について、説明不足の為、会

期を延長し再度審議となりました。

丹波山交流センター管理運営について

守屋保志 令和4年度の交流促進センターは、直営で管理運営するとしていますが、業務委託なのか、職員が行うのか、所管部署を含め伺います。

総務課長 現在検討中です。委託をするのであれば、公募をします。また所管は地方創生推進室です。

守屋保志 管理運営計画で管理業務や施設の清掃やシーツ類の管理、食事の提供のあっせん等、予算算出時の考え方とか、査定は甘さが、ここでも明らかになりましたが、この事をどのように進めていくのか考えを伺います。

総務課長 議員の指摘の通り、管理運営計画をつくっていく中で、試算が甘かったと思います。委託料を、場合によっては、今後補正をさせていただくということも出てくると思います。

守屋保志 予約の処理について、基本的な考えがあれば伺います。

総務課長 予約については、電話とウェブサイトでを行います。これは交流センターだけでなく、観光施設の予約等も推進交付金事業で、取り組んでいるので、これが出来次第、4月以降観光業者との話し合いをしながら、交流センターの予約の方法を含めて進めていきたいと思っています。

守屋保志 いつ頃から、業者の

説明を進めて行くのか伺います。

総務課長 令和3年度の交付金事業なので、今月中には出来ると思いますので、4月以降どのような予約システムなのかも含めて、観光業者とも相談をしたと思っています。

守屋保志 4月以降なら観光業者には、すでに何か説明はしているのですか。

総務課長 話をしていません。**守屋保志** 出来てから説明されない等言われた場合、どうするのか考えを伺います。

総務課長 村内の観光業者さんの予約を、そこで出来ますので、ぜひ御利用いただきたいと説明をしていきたいと思っています。

特定づくり協同組合について

守屋保志 研修に参加された方からの報告書を拝見した感想ですが、皆さん、雇用確保の観点から、協同組合の参画の意向を示し、設立に対して意欲的であることが十分分かりました。しかしながら、若干、勘違いをされている方がおられることには、正直言って驚きました。

丹波山村の人材不足解消には、この制度の導入が必要であることを訴える一方で、派遣労働者と事業所との調整業務を担う事務局の重要性について、課題とされています。やはり、組織の要となる人材の確保が必要不可欠です。

総務課の職員の報告書でも、

事務局の職員について触れていますが、執行部の見解を伺います。

総務課長 この制度をうまく活用していくことは、やはり事務局がしっかりとしないと、うまく回せないと思いますので、話をしたいと思っています。

守屋保志 総務課としては、事務局職員について、丹波山観光推進機構職員を兼任させる考えであるという事ですが、どのようになっているのか伺います。

総務課長 4月以降、丹波山観光推進機構と話をし、運営計画等を、村に出していただきながら、検討課題として進めていきたいと思っています。

守屋保志 現在、参画事業者が5団体ということですが、協同組合の参加資格と、何らかの審査を経て決定されたのか伺います。

総務課長 協同組合を立ち上げる際、各事業者には話が行っているようです。そこで、残った事業者が、この5事業者だと思います。

守屋保志 参画予定事業者は、商工会や観光協会へ属されている事業所と考えます。限られた財源であることから、この二つの団体への補助金の在り方を考慮した上で、協同組合の設立を判断されたかどうか、村長の考えを伺います。

村長 一つの団体が増えたと村の負担が増えますので、一つの団体で出来るのであれば、ぜひそうしていただきたいと、伝えてはいるつもりです。

守屋保志 特定地域づくりの予

算執行に当たっては、外部からの監査役の起用、組織の牽引役となる人材の確保の条件を果たすことは無論のこと、議会への運営計画を提出し、その説明責任を必ず果たすよう求めるが、考えを伺います。

村長 組織を立ち上げるに当たって、国の指針で、参加5社の中から、事務局を決めたり、監査役を決めたり、様々な役割をその5社が担うことになっていきます。しかし外部監査を入れてはいけないうとの決まりは無いと思います。調べた上で外部監査を入れるような指導していかうと思ひます。

牽引役については、その組織が責任を持って、牽引役を選んでいたでいて、運営をしていただく。それしかないと考えます。運営計画は出していたでいて、上で、事業を進めていかうと思ひます。

学校運営協議会 コミュニティスクール について

守屋保志 事業計画には、有償化するにより、長期的な実施計画の安定や村の活性化、学校の特徴づくり、学校に協力する子育て世帯への支援など、確かな効果を得られることが目的であり、情報発信することにより、山村留学世帯や定住世帯の増加が期待されると述べられていますが、有償化しないとならないのであれば、その理由と、地域学習と現在議論されていくコミュニティスクールと何が違

うのか、お尋ねします。
教育長 本当に、コミュニティスクールを通して、学校の活性化を図っていくのであれば、対価を払って、責任を持ってやっていただくほうがいいという御意見があり、委員の皆様もこれに賛同したのが理由の一つです。

もう一つは、昔から色々な活動がありますが、その取組というのには、学校独自で考えて、校長の方針の下でやってきたことです。

しかし、コミュニティスクールというのは、協議会のメンバーが、さまざまな取組を学校と協議しながら行っています。その為、長期的に、このコミュニティスクールという形を丹波山が独自の方法でやっていくのに関し、有償化したほうがいいと考えて取り組みました。

守屋保志 事業の趣旨の概要に、特色のある学校づくりは、本村学校独自の教育になるとありますが、コミュニティスクールを導入している全国1万1、856校との違いを伺います。

教育長 コミュニティスクールを導入する多くは、都市圏で人口が増加して、一つの学校では賄えないところを一緒にしていく大規模校が多いと思ひます。

本村においては、子育てを通しての学校教育を充実して、村を知りながら育っていくという、ところが違うと思ひています。

守屋保志 過去にも地域学習として行われてきた活動がありま

すが、そのときも予算が計上されていたのかと、令和3年度の実績について、有償化されているのか伺います。

教育次長 3年度の実績に関しては、昼間の自然学習、さらには獅子の学習、大豆栽培みそづくりは有償です。さらには獅子の夜の練習、マイタケに関しては3年度、無償で行っています。

守屋保志 コミュニティスクールの有償化について、コーディネーター以外、既にほとんど有償化されていたにもかかわらず、有償化しない継続しないとか、充実した活動ができないとか言われているが、そうなる整合性が取れないと感じます。この先、予算を挙げてもらっても、費用対効果についても懸念を抱かざるを得ません。村長と教育長はどのような認識なのか考えを伺います。

村長 令和3年度実績というのは、コミュニティスクールを1年前倒しでやって、今年度と来年度、令和4年度につなげると、報告を受けています。

なので、試しにやってみようということ、有償化も含めて1年間やってきたということ、認識してきますので、その上で、令和4年度から持続可能にしていくために必要な経費だと考えています。

教育長 本年度先行的に実施しました。学校の教頭が窓口となつて、地域の方にお願ひしたり地域コーディネーターの方が、学校と地域のパイプ役となつて、地域人材を発掘してくださつた結果、このような実績になつたと思ひています。

ですから、従来のままで学校が取り組んでいった地域学習よりも、より子供たちにとって学びが、これは数値には出ませんけれども、学びは深まつたと思ひています。

守屋保志 小中一貫型に進む意志が本当にあるのか伺います。

教育長 ソフト面の充実しながら、最終的に小中一貫教育を推進して一体的な学校になつたらと思ひています。多分、スピードが遅いと捉えているかもしれないが、じっくり一つ一つ腰を据えてやっていきたい。教育に対して、村民の方たちから関心が高まる、もっといい環境に子供たちを学習の場で作らせてやろうよと。そういう機運が高まることをこのコミュニティスクールにかけながらやっていきたいと思ひています。

守屋保志 予算編成全般に言えることですが、事業実施が明らかになつたについては我々議員が胸を張って村民に説明できる、議論が可能となる計画書や資料等を整えていただき、当事者の本意を村民の皆さんに示すような努力を今後行つていただきたいと思ひますが考えて伺ひます。

村長 新しく始まる事業等、不手際があつたと思ひます。今後は万全な体制で、やっていけるような指導を肝に銘じまして、今後、皆様の期待に沿えるような体制づくりと予算査定をして、議会に提出をさせていたいただきたいと思ひます。

守屋保志 会期を延長し、執行部の対応を求めた結果について

は、全てが満足とは言えませんが、いたずらに決済手続を延ばせば、村民に一番迷惑がかかります。

本日議論した事案についての予算執行に当たっては、村長自らが十分精査をさせていただき、議会への説明が必要とされるものについては、その責任を果たすよう求めます。

村長 しっかり精査して、予算執行できますようやっていきたいと思います。

令和4年度一般会計予算可決後、すべての令和4年度特別会計予算が議決いたしました。

■白木昭一議員の懲罰について

懲罰特別委員会

3月10、24日招集
3月定例会の無断遅刻、村長の施政方針中に、議長の許可なく無断で議場に入場したこと、一般質問の際に、通告した質問以外の質問を行う等、議会の秩序を乱し、議会の品位を失墜した件。

審議結果

地方自治法第135条第1項に規定される陳謝に決定し、陳謝文を白木昭一議員が本会議中に朗読することに決定し、白木議員が本会議中に謝罪文を読み上げました。

一般質問



酒井隆幸議員

地域おこし協力隊及び地域活性化企業人の採用について

酒井隆幸 地域おこし協力隊採用の今までの歩みと現状について

村長 地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、任期中にそれぞれの技術やノウハウを習得し、任期後は、その後地域への定住、定着を図ることを目的としたものです。隊員は、それぞれの自治体が募集し、面接試験を経て採用

し、その後村長が任用するもので、任期は最長3年です。丹波山村での地域おこし協力隊の採用は、平成26年度からスタートし、令和2年度末まで合計19人採用しており、令和3年度は新たに10人の隊員を採用し、現在活動している隊員は14人となっています。

それらの隊員は、村内の法人に出向し、地域活性化に関する業務に携わっております。それぞれの隊員活動を周知するため、昨年11月に丹波山村地域おこし協力隊上半期活動報告を全戸配布し、活動内容を公開しています。

次に、丹波山村の地域おこし協力隊の定着率、他地域との比較についてですが、令和3年5月1日現在、任期満了卒業人数12名で、村に存在している人数9名、定着率は75%です。他地域の定着率ですが、総務省令和元年度地域おこし協力隊の定住状況に係る調査結果では、山梨県全体で55.3%、長野県が64.2%、静岡県が83.3%、岐阜県が58.4%となっています。

酒井隆幸 地域おこし協力隊の活用を含めた今後の村の方針について

村長 地域おこし協力隊は、平成26年4月に制定された丹波山村地域おこし協力隊設置要綱に基づき、制度運用をしております。しかし、協力隊の採用、活動形態が多様化してきたことから、令和4年4月1日付で地域おこし協力隊設置要綱を全部改正し、村内法人に出向する人材と起業を目指す人材の両方の採用をすることにしました。具体的には、会計年度職員として採用し活動する任用型と、

個人で村と委託契約を結び、起業に向けて活動する委託型の2種類の雇用形態を設置します。また、村内法人に派遣する隊員についても、積極的に協力隊に活躍してもらえ環境づくりを整えていきますが、派遣する隊員は原則として、1事業者3人を上限とすることとします。また、いきなり協力隊員として活動することが不安だという方々のために、2週間から3か月の間、地域おこし協力隊の業務を体験していただく、地域おこし協力隊インターン制度も令和4年度から導入していきます。

酒井隆幸 地域活性化企業人のこれまでの契約件数について

村長 地域活性化企業人の制度は、地方公共団体が三大都市圏に所属する民間企業等の社員を一定期間受入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組で、派遣元企業に対する負担金など企業人の受入れをする経費、一人当たり上限額、年間560万円が地方交付税措置の対象となる制度です。採用期間は1か月から最長3年とされています。

丹波山村では、令和2年度から地域おこし企業人の採用を始めました。令和2年度は、株式会社アイ・エフ・クリエイトと株式会社スタンスの2社、10月から株式会社エービー・シー・スタイルと、アグリマス株式会社の2社と協定を締結し、合計4社と協定を締結していました。現在は、株式会社アイ・エフ・クリエイト、株式会社スタンス及びアグリマス株式会社の3社と継続して協定を締結しています。

酒井隆幸 地域活性化企業人の現在の活動内容

村長 株式会社アイ・エフ・クリエイトは観光振興施策に対する情報発信、集客を指導及び助成することを目的として協定を締結しています。一般社団法人たばやま観光推進機構の事業サポートなどを実施しています。

株式会社スタンスは、離島百貨店事業を生かした観光振興施策に対する情報発信、集客の指導及び助成していただくことを目的として協定を締結しています。島根県海士町(あまちょう)の先進的な取組やノウハウの紹介、内閣地方創生テレワーク交付金など、各種省庁の交付金申請のアドバイスをしております。

アグリマス株式会社は、学校や公共施設で健康プログラムを実施するとともに、のめこい湯でワークショップの取組のアドバイスや会員獲得に向けた取組を実施、丹波中においても、体育の授業で空手の指導も実施しています。

酒井隆幸 今後の方針について

村長 丹波山の魅力や地域独自の価値の向上のため、民間企業等がすぐれた知見を持つ大切な社員を企業に籍を置いたまま一定期間派遣していただくことができるかが課題となります。今後は、そうした実績のある企業人との契約の見直しも必要であり、契約する場合は活動内容を明確に規定するとともに、その成果を報告させ、一定期間村に在籍することを条件に契約を締結したいと考えています。

酒井隆幸 多様化というののは、村が考える中でどんな感じの多様なのか。

総務課長 今企業のほうに派遣されています。14人に今なっているんですけど、幅広いところに行っているのを少しうちのほう、村のほうとしても理解をして、また採用方法等もちょっと考えながら各種団体等の意見も聞きながらの採用もしていくということ、職種などをちょっとうちのほうも整理させていただくという形で、今回設置要綱のほうを改正させていただきます。

酒井隆幸 任用型と委託型の形式とは。

総務課長 任用型隊員は企業に派遣される地域おこし協力隊員が任用型になります。委託型隊員というのが、村とその地域おこし協力隊本人が業務委託契約を結んで、その方が起業を目標にするために一時的に企業でお世話になって、自分のスキルをアツプする形を委託型といえます。

酒井隆幸 任用型と委託型の募集は募集時では明確にせず、来てもらったときに、どちらに振り分けるかを役場と協議した上で行うという形にした方が良いのではないかと。

総務課長 募集に応募してくれた方と二つの選択肢について選べるようにしたいと思っています。

酒井隆幸 各企業に派遣する上限を3人にした算出理由について伺います。

総務課長 現在村では住むところが追いつかないという状況になってきますので、1事業者せめて3人までにさせていたいただいで、今後は事業者の方と何人ぐらい村に地域おこし協力隊が必要かどうかについての調査をしたいと思っています。

ただし、この3人ですが、ただし書きがあり、「村長が特別

に認める場合はその限りではない」との特例もあります。

酒井隆幸 総務省の要綱を見ても、人数の制限などは一切書いてありません。その制限をした理由をもう少し詳しく教えていただきたい。

副村長 地域おこし協力隊は、3年の任期という絶対条件がありまして、1事業者で何人も採用すると、その3年後には、その人数が減ってしまいます。そもそもその目的というのは、その事業所に働いて十分にその事業のノウハウや何なりを身につけて自分で起業するという本来の目的があります。これを一般的な事業者が、3人を超えて5人も6人も採用してしまいますと、その方たちの任期が終わったらいきなりなくなる。ですから、そういうことを考え合わせて、村長が特別に認めるという特例規定は入れてあります。が、本来の目的を達成するためには、1事業者3人が限界と考えています。

酒井隆幸 企業が5人、6人雇うとなったら、村長が認めれば雇えるのですか。

副村長 国の方針としてもまだ8,000人規模にするという考え方もありますので、柔軟に対応していきます。

地域活性化企業人について

酒井隆幸 地域活性化企業人が、どのような活動を村でしているのかというのが見えてこない。地域おこし協力隊のように広報を発行するのか、ぜひ検討していただきたい。

総務課長 企業人が村の地域活性化について頑張って取り組ん

でいることを広報していきたいと思えます。

酒井隆幸 地域活性化企業人の選考方法、契約件数などの上限は村として決めていいのか伺います。

総務課長 令和4年度については、4企業の方を予算化させていただいているので、最大でも四つの企業で行きたいと思っています。選考はこういう企業は、丹波にこういう活動をする等ありましたら、話をさせてもらって、その企業が企業人という契約にふさわしいかどうか等の選考等をさせていただきたいと思っています。

酒井隆幸 いい人がいれば、数の上限はなく取るという形でしょうか。また、先日村にある企業の方が地域活性化企業人に申し込みをされて、数の理由から無理だと不採用と答えを聞いたのですが、それは村としては事実ですか。

総務課長 相当企業とは、話をさせていただきました。数ということではなくて、この令和4年度は、村の企業と団体等々連携を取っていただいで、いろいろ丹波山の活性化についてやっていただきたい。それによって、来年度になるのか、それとも令和4年度の途中からになるのか、それとも令和5年度になるのかを検討する形で、数で切ったわけではありません。まずは、企業人としてではなくて、一民間として丹波とつながりを1回持ちましようという話をさせていただきましました。

酒井隆幸 違った形で村と関わってくださいますかというお願いをした場合、無償なのか契約を結んで行うのか伺います。

総務課長 無償ではありません

ん。事業、活動をしていただいた分の対価をとという話はしていません。

酒井隆幸 その方とかその企業の肩を持つわけではないのですが、採用に関して村の執行部だけで決めるのでなくて、役場のこれからの担う若い職員や村の企業などと、その企業が一緒に話して話し合いで決めていただきたいと思えますが考えを伺います。

総務課長 若い職員等にも話をさせてもらって、今後考えていきたいと思えます。

特定地域づくり協同組合のその後について

酒井隆幸 特定地域づくり協同組合の現在の進行状況について

村長 特定地域づくり協同組合の設立については、昨年4月に商工会加盟の村内事業者と呼びかけ、制度の説明会を開催したところ、8事業者に参加いただきました。

8月中旬には、組合設立に賛同した5事業者が集まり、9月には、協同組合設立の指導を行う山梨県中小企業団体中央会と打ち合わせを行ったと聞いています。その後、10月には、島根県海士町に5事業者と役員職員で施設研修を行っています。

一方、村では、慢性的な人材不足に陥っている現状を考えると、新たな働き手を確保し、季節ごとの労働需要に応じて、複数の事業者の事業に従事する、いわゆるマルチワーカーとしての労働者派遣を主な事業とする新たな法人設立には、人材確保の面からも慎重にならざるを得ません。さらに、村が懸念する事項の質問書などに回答をいた

だいておりますが、村としては、新たに団体を設立することは、新たな補助金を支払い続けることにもつながり、財政的負担がかかることも懸念しています。県内の早川町では、昨年12月に協同組合が設立されました。村では、その運営状況を確認することや、協同組合が目指すマルチワーカーを活用した人材派遣業と1事業所に専念して勤務し、その後独立して定任を目指す地域おこし協力隊の在り方が並行して共存可能かなどを考えた上で、今後、慎重に検討したいと考えています。

酒井隆幸 昨年3月の議会の中で、事業者が納得した上で慎重に精査し事業を行っていきたくてと答弁がありましたが、執行部は協同組合制度の現状理解はしているのか伺います。

総務課長 この事業は例えば、二人採用して一人当たりの400万円、二人で800万円事業費がかかります。それに運営費等が別に600万円です。今後活動が活発になると二人でずっと行くというわけではなく人数がどんどん増えたと、それによって村の負担等も大きくなるので、そうしたことも今検討して、本当に1年たつてしまいいままだに結果が出ないというのが本当に申し訳ないんですが、もうしばらく検討させていただきますかと思っております。

酒井隆幸 人件費等で村の負担がかかるので事ですが、最大で400万円なので、協同組合自体が精査して決める問題なので例えば、一人300万円だとすると、3人雇って年間900万円、事業者が半分、一人に對して150万円、市町村が150万円、そのうち、交付税

で75万円、残りの2分の1で特別交付税が35万円、市町村の負担は一人300万円に對して37.5万円です。3人雇うと年間かかるのが112.5万円の借金で、こればかり事業協同組合がちゃんと運営していくというのが前提ですが、それで若い方たちが村に来て働くことを考えたなら、費用対効果的には、これはかなり安いと思うが、考えを伺います。

村長 確かに112万5,000円というお金は安いと言われれば安いかもしれませんが、これから先、払い続けるといふ事、新たに法人設立となると、その法人が本当にこの先ずっとやっていけるのかという懸念も正直あります。その辺も事業者がしっかりと今後やっていく方向性を村に示してくださいという投げかけをしている部分もあります。早川町やg7で関係のある新庄村でも始めたので、意見を聞いて、いいところばかりではないと思えますので、今後、1年間かけて協議し、そして最後には議員の皆様にも説明するという約束を昨年の予算のときに辺をしっかりときました。その納得した上で設立するのであれば村としてもオーケーを出したいと考えています。

酒井隆幸 私も、事業者の一人として、特定地域づくりに對して勉強して、先ほども言いましたが、10月にそんな事業者と共に海士町を訪れて、より理解を深めてきました。派遣職員の働き方や、給料の話、実際に働く組合員は、組合員の事業者が自ら面接して決めることなど、現地では聞けない新たな発見もありました。海士町の事業協同

組合も先日、組合を設立して1年と、まだまだ試行錯誤を繰り返しながら行っている段階だということでしたが、毎月定例会という名目で職員が意見交換をしたり、職場の悩みや情報交換をしたりするなど派遣職員同士の一体感は端から見てますますぐうらやましく思っています。海士町は、人が人を呼び若者がまた新たな若者を呼ぶ連鎖がもう確立されていますが、派遣職員も全員20代と若く、しっかりと自分の考えを持った方たちでした。今、村長はかなりデメリットのことばかり言っていましたけれども、丹波山村として山村独自の協同組合の在り方というのが必ず存在すると思うので、その点は、しっかりとこが主になるかというの、これから決める事ですが、その主になる業者さんとしてしっかり検討を重ねた上で、進めていっていただきたいと思いますが、村長の考えをもう一度伺います。

村長 最終的に村が関わっている以上、決定するのは私の役目だと思っております。実際、組合設立に当たって、皆さん業者間でやる分には構わないと思うので全く問題はないのですが税金を使って協同組合を設立することについては、きちんと精査し、調査、研究をして本当に必要かどうかということをはっきりさせないと、最終的な判断はできないと考えていますので、マイナ斯的なことばかりかもしれないが、その辺はしっかりとしなければいけないという私の立場的にもご理解をいただきたいと思っております。



守屋旭議員

今後のふるさと納税の取組について

守屋旭 今年度の現在までのふるさと納税の件数と納税額について。

村長 丹波山村のふるさと納税は、従前から返礼数を増やしてきたものの寄付額は500万、600万円台を推移してきました。しかし、共通返礼品である、山梨の桃を扱い始めた令和2年度から急激な伸びを見せ、寄付額が6,500万円に迫り、令和3年度は、2月14日現在7,044件、7,525万5,500円となっております。**守屋旭** 返礼品のうち、丹波山村と他市町村の共通返礼品割合について。

村長 2月14日現在で丹波山村の返礼品に対する納税額が696万5,500円、9.2%、一方他市町村の返礼品に対する納税額は6,829万円で90.8%となっております。村のふるさと納税は、県内の共通返礼品、特に山梨市の桃が大部分を占めていますが、昨年山梨市が桃を共通返礼品として提供することを取り下げたことを表明いたしました。そのため寄付額の大幅な減少は避けられないと判断し、令和4年度のふるさと納税の歳入予算の予算額は、大幅減の1,000万円として計上しました。その後、ふるさと納税担当者が山梨市に赴き共通返礼品として認めてもらうべく粘り強く交渉するとともに、私も県内での会議の際に山梨市の高木市長に直接お願いしました。その後、改めて文章で共通返礼品として継続してほしい旨をお願いしていたところ、先月17日付で共通返礼品とすることを同意する旨の回答をいただくことができましたことから、昨年並みのふるさと納税額が確保される見込みとなりました。そのため、2月21日には、私が山梨市に赴き、直接高木市長にお礼を申し述べるとともに、道の駅たばやまに山梨コーナーを設置し、山梨市のフルーツや特産品を販売することも提案いたしました。

守屋旭 なぜ丹波山村だけがまた継続になったのかという市長との話しで何か理由があれば教えてくださいたいです。
村長 今回、山梨市からの返答により、担当者的に、向こうの担当者から直接話しがありました。今回担当課が頑張ったのと、関係業者からもかなり強く言っていたいただいたようで、その辺もかなり効果があったと思っております。
また、丹波山村は1業者さんと返礼品の取り扱いをさせていただいたんですけれども、ほかの市町村はいろんな中間業者が入り、実際に山梨市の桃じやないのを山梨市産と偽るようなグレーな部分も多少あるようなこともあって、そういったことも信用ができないし、クレームに

ついても村でしっかりとやっているとすることも認められたようなお話も聞いていますので、そうした事も理解いただけたのかなと思っております。
守屋旭 これから多分山梨市との話し合いになると思うんですけども、道の駅たばやまに山梨市のコーナーを設置し、フルーツや特産品を販売はいつ頃を予定しているのか伺います。
副村長 山梨市の特産品というのは、フルーツが多いと聞いていますので、フルーツがはじめて開始したいと思っています。
守屋旭 今後山梨の桃が使えると思うんですが、増額補正はいつ頃組む予定なのか伺います。
総務課長 山梨市から、返礼品に使える条件が来ますので、これからまた事務サイドで話し合いをしてから、確定しますので、それに応じて、6月か9月議会場で7,500万円をまず目標に掲げて増額補正をしていきたいと思っております。

守屋旭 今後、ふるさと納税を増やすためにどのように取り組んでいくのか。
村長 今後は、共通返礼品に頼るばかりではなく、村の返礼品の品目を増やすことや、村内業者には体験型の返礼品の開発なども依頼しています。
守屋旭 山梨市にもワイナリーがいくつかあると思うので、そちらのワイナリーに提供して、ワインを貯蔵してもらったりということも考えているのか、それともそれも可能なのか伺います。
総務課長 山梨市にもそういうワイナリーがあります。村のワイン樽のほうをまた進めていきたいと思っております。

を生かした企業にとっても新しい事業の展開ができるという企業にとって三つの企業メリットがあるということで、企業版ふるさと納税を進めているようです。



白木昭一 議員

令和2年度の一般会計歳入歳出について

白木昭一 令和2年度の一般会計歳入歳出について村の監査委員より、重く受け止めるとの指摘がありました。多額の基金取り崩しについて、何に使われたのか詳細に説明してください。
村長 丹波山村には16種類の基金があり、令和2年度はその内の財政調整基金8,000万円、公共施設整備基金5,100万円、庁舎整備基金4,100万円、庁舎整備基金7,200万円を取り崩しております。財政調整基金の8,000万円は、予算の財源が不足する場合にそれを補填するためのもので、一般会計予算全体にわたる経費に使われていますので、使途についての限定は難しいと考えています。
公共施設整備基金5,100万円ですが、村の公共施設の整備を行うためのもので、住宅の

解体新築工事587万5千円、簡易水道事業で自動通報装置設置工事、用水修繕など616万8千円、道路橋梁維持費472万1千円、定住促進住宅管理費の下組単身住宅建築工事設計委託96万2千円、整備費128万4千円、小学校体育館屋根漏水修繕及び校舎裏排水施設修繕309万円などが主なものです。庁舎整備基金は、新庁舎建設工事のためのものです。
白木昭一 審査報告書を基に重要な箇所だけを抜粋して質問をさせていただけます。
1億7,000万円という大きな金額を、取り崩すことは議会の了解を得る必要は無いのでしょうか。
村長 全てを議員に了解を得る必要はないと思っています。
白木昭一 1年間の予算、その1割が使われたということに大変私は驚いています。監査報告書を読み上げますので村長の考えを伺います。
「初めて1億7,200万円基金の取り崩しとなった考え方を要して予算執行をしていくように、バランスを見ながら何でも事業を実施するのではなく、バランスを考えて優先順位をつけて村を存続するための事業を行うように。」
村長 決算審査報告書は真摯に受け止めましてやっていくしかないと思っています。なるべく村のお金を使わないように財政担当者、職員も含めていろんな補助金を探していますが、どうしても村のお金が必要な時や、やらなければならぬということもありますし、今、お金を使ったものがここで実際返ってくるかどうか難しい部分はありますが、使ったお金を回収でき

るような方向で考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。
白木昭一 総務費について。伝票処理がずさんであったが、状況を改善するための方策はどのように考えているのか伺います。
村長 公金を取り扱うための伝票処理は、法令等で規定された細かな手続が多く、役場内部の管理面だけにとどまらず、国や県、村民、事業者などとの関係もあることから、公正、正確で迅速な処理が求められます。会計処理の方法や手続は地方自治法、同法施行令及び丹波山村の会計事務にかかる諸規則を初めとする財務関係の法令により定められていますが、公正で正確な事務処理を行うためには、全ての職員が財務会計のルールをよく理解し、正しい知識を身につけること、そして、組織としてのチェックが常に適正に寄与するよう心がけなくてはなりません。そのためその内容の詳細に解決し、具体例を盛り込んだ丹波山村独自の会計事務ハンドブックを作成し、全職員に配布するとともに、毎年年度がわりのたびに研修を実施しています。
白木昭一 処理をするに会計ハンドブックでやっているそうですが、どのような形で指導をしているのか伺います。
副村長 現在は年に1回ですが職員に徹底的な研修をして、不備がある場合、出納の担当者が原課に返します。さらに添付書類の不備等を監査委員が見ますので、きちんと対応が取れていると考えます。

新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種について
守屋保志 全村民に対しての3回目ワクチン接種に必要なワクチン量が、確保できた日時を明らかにしてください。
村長 ワクチンは、昨年11月24日に診療所に届いています。
守屋保志 3回目ワクチン接種を行う村民の接種間隔について、対象者ごとの詳細を明らかにしてください。
村長 丹波山村での3回目のワクチン接種は、医療従事者等及び高齢者は7か月、64歳以下は6か月となります。
守屋保志 専門家は、感染の急拡大を防ぎ、重症化を予防するために、3回目のワクチン接種の前倒しを提言されておりますが、村はどのように捉えているのか伺います。
村長 日本で接種が進められているワクチンは、デルタ株等に対して高い発症予防効果がある。感染や重症化を予防する効果も確認されています。
しかしながら、感染予防効果等は、時間の経過に伴い徐々に低下していくことがさまざまな研究結果等から示唆されています。



守屋保志 議員

す。村が接種をしているファイザー社のワクチンを接種された人の情報を集めたアメリカでの研究によると、2回目接種後4か月以降でもその効果は徐々に低下していくことが確認されています。
また、入院予防効果や重症化予防効果は、2回目接種から6か月後まで維持されるとの報告がある一方、60歳以上において接種完了から半年以降で重症例の発症率に上昇傾向が見られたという報告もあります。
このようなことを考え合わせると、村民の生命と安全安心を守るため、感染拡大、重症化を予防する観点から、3回目ワクチン接種の前倒しは重要なことと捉えています。
守屋保志 接種開始日を2月14日からと定めた判断理由をお尋ねします。
村長 3回目用の個人のデータが入った接種券は、1月中旬に村に届きました。ワクチン1本につき6人分接種できることから、村では廃棄処分などのロスが出ないように調整しつつ、日程表を作成し、2月28日の週から接種を開始予定で準備をしています。それを国及び県からできる限り接種の前倒しを求めたことから、2週間前倒しし2月14日から接種をすることとしました。
守屋保志 3回目のワクチン接種を終える予定日を伺います。
村長 2回目の接種から6か月以上経過している方は3月7日に終了します。それ以外の方は、2回目の接種からおおむね6か月経過した時点で接種日程を設けますが、今あるワクチンの有効期限が4月までとなりますので、その後は村外での接種になります。

起案書の作成及び文章管理について

守屋保志 第一段階である事案の起案をどのような順序で進めているのか、要望・提言等を含めた行政事務全般について、それぞれの事例を挙げて説明していただきたい。

村長 起案とは、公文書の原案を作成することを言います。丹波山村としての事業を実施するための基盤となる文章の案文を作成することやご質問にあるような要望、提言等を報告することなどは、村長の判断や意思決定を仰いだり、判断を決定する文章を言います。具体的には、事業を実施する際に、その要旨、概要、事業を実施した場合の効果、問題点、事業実施の時期、経費の支出手続などを記述し、職員である起案者が課長、副村長、または村長の決定を受けることを言います。

また、事業にかかる費用や重要性によって決裁区分が分かれば、経営的な調査や通知などは、課長決裁、重要度や支出金額の多寡によって、副村長、村長が決裁し決定されます。これらの根拠となる丹波山村文章管理規定は、令和2年10月1日付で丹波山村事務決裁規定は、平成30年10月1日付で全部改正し、現状に即した内容にしたほか、これを分かりやすく解説するため文章事務ハンドブック及び会計事務ハンドブックを作成し、全職員に配布しております。

守屋保志 文章の決済の在り方について、説明を求めます。
村長 文章の決済は、先ほども答弁したとおり、意思決定を

山村と同じです。12月24日に国との会議があり、その時点で接種間隔が6か月に短縮されることを予測。まず、社協と相談し、施設の利用者、従事者の予約を12月27日から開始。年が明け、1月11日頃から予約受付完了者に対し、接種券の発送を順次始め、1月の中旬から1月の末までに医療従事者、施設利用者として従事者を含め約52件の接種を終える。2月末の時点で314人、管轄外での接種者20名を含めると、合計で386人が2回目の接種完了約66%が接種を終えたこととです。同規模の自治体の実例でありませんが、我が村との違いをどのように受け止め、どう評価されるのか村長にお尋ねします。なお、先ほどの1月20日接種開始の可能性を踏まえお答えください。

村長 1月に関しては、予定の2週間の前倒しだけで、私も指示しなかった部分はありますが、1月19日に町村長会議がありまして、その会議の中でも前倒しできるものならしてほしいという意見がありましたので、24日にもう一度課長会議で診療所の先生を交えて検討したところ、色々な意見が出ましたが、診療所の先生も先に接種券を配っているもので、今から話をしても対象の高齢者は混乱してしまう心配があるので、1週間も2週間も、実際そんなに変わりはないとお話をいただいたので納得してしまい2月14日開始となりました。

守屋保志 国は、このことに関して、各自治体に対して、例外的な取扱いとして令和3年11月26日付の事務連絡で接種券が届いていない追加接種対象者に対しての追加接種の実施を認め、その際の事務運用について具体的な説明をされています。この条件に当てはめ、接種の開始を決めるとすれば、先ほどの調査結果から医療従事者等及び高齢者が昨年の12月10日、64歳以下が今年の1月8日になります。3回目接種の前倒しを検討するに当たり、このようなシミュレーションを含め、早期接種の実現に向けたありとあらゆる方法を模索し、努力したのか、その経緯について伺います。

守屋保志 ワクチンは昨年11月24日に診療所へ到着、接種間隔については、医療従事者等及び高齢者の2回目接種終了日が昨年の6月10日、64歳以下は、同様に昨年の7月8日なので、双方6か月の接種間隔が満たされた日は、医療従事者等及び高齢者が昨年の12月10日、64歳以下は同様に今年1月8日になります。物理的な条件のもと、接種日の検討を行うと、次のようなことが想定されます。接種券が手元に届いたのが1月中旬であるとすれば、前もって接種予約を行い、接種日の日程調整及び接種券の発送の準備を整えておけば1月20日頃からの接種は可能であったと思いますが説明を求めます。

住民課長 1月20日に可能という事ですが、11月24日に届いた時点では、厚労省から前倒しは良いが令和4年3月から以降という通知が来ていました。そのため3月になったら始めれば大丈夫だと考えて、3月上旬で計画しました。そこで、1月13日に厚労省から3月以降の話を撤回するので接種が出来るところは始めてかまわないと通知が来ました。ここで1月20日接種が可能になりました。しかし前倒しをするには、予約システムではなく、対象者にこの日でお願いますと通知を送り、送り迎えも調整しなければいけないので、特に65歳以上は2週間ぐらいいは準備に欲しいと考えました。そういう面でも先ほど村長の説明の中でも出ましたが、日程が決まった状況です。

守屋保志 同規模の自治体の状況を調べました。それを説明しますと、接種券の納品は1月11日、ちなみに印刷会社は、丹波

細に規定されており、職員はそれを遵守し、意思決定手続をすることとなっております。

守屋保志 文章の管理の方法について、説明を求めます。

村長 公文書は、作成、決裁、実施、保管、保存、廃棄というサイクルで管理されます。丹波山村の文章管理は、文書管理規定第6章の文章の整理、保存が根拠になりますが、これまでの起案書は保存期間、保管方法などの記載が曖昧で各課はそれぞれ独自に管理保管していました。今後新庁舎での業務が開始されることや、情報公開に伴い村民に対する説明責任を果たし、効率的な行政運営を行うために全部改正した丹波山村文書管理規定第6章では、文章の整理、保存方法について詳細に規定し、令和2年12月の全部改正以降、全ての起案書が文章分類保存年限基準表に基づき登録及び管理されるなど、文章管理方法は、根本的に変更されたため、今後は適正な文章管理が行われるものと考えています。

守屋保志 議案書の手順、文書の決裁、意思決定、文書の管理については、村長の答弁のとおり、職員が遵守しなければならぬ規程が村によって定められています。実際のところ、これら規程を遵守し、文書事務が適正かつ能率的に処理されているのか、決裁権者である村長の答弁を求めます。

村長 適正に管理されているものと認識しています。

守屋保志 丹波山村文書管理規程に定められている文書主管課長及び主管課長とは誰のことを指すのか伺います。

副村長 文書の主管課長は総務

課長です。所管の主管課長は全ての課長です。

守屋保志 丹波山村文書管理規程に定められている文書主管課長の職務内容を示してください。

総務課長 文書主管課長の職務第5条にございます文書主管課長は文書事務の一般を総括するとともに、次に掲げる事務を掌握、承認する。1、役場に到着する文書類の收受及び配布に関すること。2、起案文書の審査に関すること。3、文書の印刷に関すること。4、文書の施行及び文書類の発送に関すること。5、文書の複製に関すること。6、文書の保存に関すること。7、文書の廃棄処分に関することです。

守屋保志 今言われた職務を着実に遂行されてきたのかお尋ねします。

総務課長 着実にと言われると、完全にこれを遵守しているということは、自信はないですが、これに基づいてしていることは確かです。

守屋保志 同様の質問ですが、この職務内容と遂行について、主管課長の各課長にお尋ねします。

住民課長 今の状況で目標とはしますが、できていないことも多々あります。

振興課長 指導は、その都度行っているつもりです。ですが、完璧かといえれば完璧ではないと思っています。

教育次長 気がついた点は指導はしていますが、完璧にはできていないと思います。

守屋保志 丹波山村の文書管理規程の第7条第1項に文書取扱主任は、文書事務を円滑、適正に行わせるため、主管課に文書取扱主任を置く。第2項に文書取扱主任は課の庶務を担

当する職員をもって充て、村長が任命すると定められています。任命した村長に各課の文書取扱主任の氏名の公表を求めます。

村長 申し訳ございませんが、任命はしていません。

守屋保志 職員は丹波山村事務決裁規程を遵守して、意思決定手続をすることになっているとの答弁ですが、答弁どおりの決裁手続が確実に行われていると断言できるのか伺います。

副村長 事務決裁規程については村長の決裁区分、副村長の決裁区分、課長の決裁区分、さらにそのほかに金額等、細かな定めがあります。当然、重要なことは村長の決裁になります。これは適正な管理をしていると考えています。

金額の決裁についてはシステムに入っていますから、その支出科目の決裁区分がきちんとシステムで出るので、本来村長決裁でなければならぬものが課長で終わっていることはないかと考えています。また起案書の中に審査という項目があるので総務課長が何課から上がった文書であっても、正しいのか、保存の分類が間違っていないのか、そういうことを審査した上で村長に上がるようにしました。

守屋保志 丹波山村事務決裁規程の決裁の原則の第3条第5項に事務は事案決定権者の決裁を受けなければ執行することができないと定められていますが、村長が決裁をしないものが事務の執行されたことが無いか伺います。

村長 基本的には、そういうことがないかと理解しています。

守屋保志 文書管理方法が根本的に変更され、適正な文書管理が行われるとの答弁であります

が、財務省の公文書改ざん事案も記憶が新しいところであります。このような懸念を払拭することができるよう対応策やガイドライン等があるのか伺います。

副村長 ガイドラインというのは文書管理規程上にはありません。ただ、処務規程というものがあって、処務規程の第4章職務に職員が守らなければならぬ規定が定められています。これがガイドラインと認識しています。

守屋保志 村長を初めとする事案決定権者に置かれましては、決裁文書の内容を精査し、誤りを認められた場合は決裁手続を進めぬよう求めます。決裁を仰ぐ職員が決裁規程を遵守せず、決定手続を進めた場合は職務に関する服務規律等を整備し、その定めについての厳格な処罰を求めます。村民の生命、財産を守るための最重要事項であり、行政の根幹をも揺るがす事案であることを心得ていただき、ご答弁ください。

村長 決裁の内容についてきちんと精査して、駄目なものは駄目、その辺を含めてきちんと副村長とも相談しながら行い、もしそういった過ちが見受けられる場合には、きちんと服務規律にのっとり処分等を検討していきたいと思えます。

副村長 服務規律ですが、正直私も処務規程に入っていることがちよつと問題なのかなという感じもします。今後、村長と調整して、服務規律を処務規程から抜き出して、丹波山村服務規程を制定した中で職員に徹底していこうと考えています。

村議会を傍聴してみませんか

次回の定例会は、9月12日の開会を予定しています。村議会は、どなたでも傍聴できますので、お気軽にお出かけください。

村議会のテレビ放映について

丹波山村CATVでは、村議会の模様を放映しています。放映日等は防災無線でお知らせいたします。

詳しくは、丹波山村議会事務局 電話 0428 (88) 0211